

第9章 自然環境・生物多様性

第1節 環境の状況

1 地勢【自然環境課】

本県は、本州中部の太平洋側に位置し、三河湾を懐に抱えるほか、伊勢湾及び太平洋にも面しています。県土面積は5,165km²で、東西106km、南北94kmにわたっています。

海岸環境実態調査（平成13年度 愛知県）によると、本県における海岸総延長は約598kmで、そのうち自然海岸が約37km（全体の6%）、半自然海岸が約124km（同21%）、人工海岸が約426km（同71%）、河口部が約11km（同2%）となっています。

また、本県には木曽川、庄内川、矢作川、豊川

といった大河川を始め多くの河川があり、豊かな水系を作り出しています。

近年は干潟、藻場に関心が集まっていますが、これまでの自然環境保全基礎調査によれば、本県の干潟としては、伊勢湾（知多半島西岸海域）及び三河湾において約2,062haが確認されています（調査対象となった面積1ha以上のものの合計。藻場についても同じ。）。また、藻場は、伊勢湾、三河湾及び遠州灘（渥美半島南側海域）において約859haが確認されています。なお、本県海域ではサンゴ礁は確認されていません。

【用語】

自然環境保全基礎調査：自然環境保全法に基づいて環境省が行っている。昭和48年度を第1回として、以後おおむね5年ごとに実施されている。平成17年度から平成21年度にかけて、第7回調査が実施された。

県では、この調査や県独自の自然環境保全調査の結果等を基に、本県の自然環境の現状把握に努めている。

自然海岸：海岸（汀線）に工作物が存在しない海岸。

半自然海岸：潮間帯（高潮海岸線と低潮海岸線の間）には工作物がないが、後背海岸（潮間帯の背後にあり、波の影響を直接受ける陸地）には工作物が存在する海岸。

人工海岸：潮間帯に工作物が設置されている海岸。

干潟：干出と水没を繰り返す平坦な砂泥底の地形で、内湾や河口域に発達する。浅海域生態系のひとつであり、多様な海洋生物や水鳥等の生息場所となるなど重要な役割を果たしている。

藻場：海藻・海草の群落を中心とする浅海域生態系のひとつであり、海洋動物の産卵場や餌場となるなど重要な役割を果たしている。

2 植物【自然環境課】

本県の気候は、太平洋を流れる黒潮の影響により一般に温暖で、夏期多雨、冬期小雨型となっています。こうした気候の影響を受け、植物区分は、奥三河山地の一部が温帯に属するほかは大部分が暖帯に属しています。

また、本県の植生は潜在的にはほとんどが照葉樹林帯に属しますが、平野部では古くから宅地、農地等としての土地利用が進んだため、シイ・タブを中心とした自然植生は社寺林などにわずかに残っているにすぎません。

一方、丘陵から山地部の多くの部分はスギ及びヒノキを中心とした人工林となっていますが、都市近郊の丘陵部を中心にコナラ、アベマキ等を主

体とする二次的植生の森林（二次林）地域も広く見られ、いわゆる里山を形成しています。

植物種については、気候条件や地形・地質など本県の多様な自然環境を反映し、シデコブシ、シラタマホシクサ等、「東海丘陵要素」と呼ばれる東海地方固有の種も多く見られ、野生状態で生育する植物全体では約4,220種（維管束植物約3,620種及びコケ植物約596種。移入種等を除く。）が確認されています。

これまでの自然環境保全基礎調査によると、人為の影響を受けた植生（二次林）は県土面積の1割強、人為的に成立した植生（植林地）は3割強となっており、植生自然度の高い自然草原、自然林及び自然林に近い二次林は2%と非常に少ない

状況です。

また、植生の一定の生態的なまとまりである植物群落については、環境省の特定植物群落として県内 98 か所が選定されています。これらの大部分は天然記念物、自然環境保全地域、自然公園区域等の地域に含まれ保護されていますが、保護規制のない一部の特定植物群落については、今後、対策の検討が必要です。

3 動物【自然環境課】

本県に生息する動物相は地形・地質や植物との関連から、希少な動物の生息も少なくありません。

哺乳類（海生哺乳類を含む）は、県北東部の山地を中心に 72 種の生息が確認されています。近年の開発などにより、これら哺乳類の生息数はニホンザル、イノシシ、ニホンジカ等の一部の種を除き減少しつつあり、生息区域も次第に三河山間部へ狭められるなどの退行現象が見られます。

鳥類は 413 種が観察記録されています。本県は日本のほぼ中央に位置するため、南方系・北方系両方の鳥の分布が見られ、庄内川、新川、日光川の河口干潟、汐川干潟等、国内でも屈指の規模の干潟は、ダイゼン、ハマシギ等多くのシギ・チドリ類の越冬地やアオアシシギ、キアシシギ等の渡りの中継地となっています。また、木曽川、矢作川、豊川の河口付近などはスズガモ、オナガガモ

などのカモ類を中心とした水鳥の大規模な越冬地に、渥美半島、知多半島、木曽川筋等は国内の主要な渡りのルートとなっています。さらに、伊良湖岬はサシバの渡りの中継地として知られています。

平成 29 年 1 月の全国一斉ガン・カモ類生息調査では、県内全域でカモ類 4 万 5,940 羽が観察されました。これは全国で観察された 159 万 793 羽の 2.8% を占め、全国第 9 位の飛来数でした。

このように豊かな鳥相を示す本県の状況ですが、その重要な生息地である干潟、自然海岸等の消失により生息状況への影響が懸念されています。

爬虫類は 19 種、両生類は 21 種の生息が確認されていますが、哺乳類・鳥類と同様にその生息地は次第に狭くなってきています。とりわけ、良好な水環境にしか生息しないサンショウウオ類や、太平洋側の自然砂浜海岸でしか産卵できないアカウミガメの保全が課題になっています。

このほか、汽水・淡水産魚類 171 種、昆虫類約 10,100 種、クモ類 570 種、陸・淡水産貝類 189 種及び内湾産貝類約 400 種の生息が確認されています。

※各動植物の種数については、「レッドリストあいち 2015」（平成 27 年 1 月発表）による。

【用語】

植生自然度：人為が加えられている程度に応じて、植生を 10 段階に区分したもの。

二次林：伐採後再生した森林など過去に伐採等の人手が加えられ、その影響を受けている森林又は、現在も下草刈りなど継続的に人手が加えられていることにより成立している森林。

里山：林学的には農用林を意味しており、農家の裏山の丘陵や低山地帯に広がる薪炭生産、堆肥や木炭の生産、木材生産など農業を営むのに必要な樹林や奥山に対して、農地に続く樹林や容易に利用できる樹林地帯などを指す。この里山は、昭和 30 年代の燃料革命、あるいは土地所有者の高齢化等により利用されなくなり、放置又は開発の対象となりやすくなっている。近年、希少種を含む多様な生物の生息生育空間として、また、身近な自然環境の一つとして、その適正な保全、利用が課題になっている。

第2節 自然環境保全に関する施策

1 自然公園の保護と利用【自然環境課】

（1）自然公園の指定状況

本県は、海岸、島しょ、山地、河川等の優れた自然の風景地に恵まれています。これらを保護し、末永く後世に引き継ぐとともに、誰もが野外レクリエーションを楽しみ、動植物や地質などの自然を学ぶことができるように指定された地域が自然

公園です。

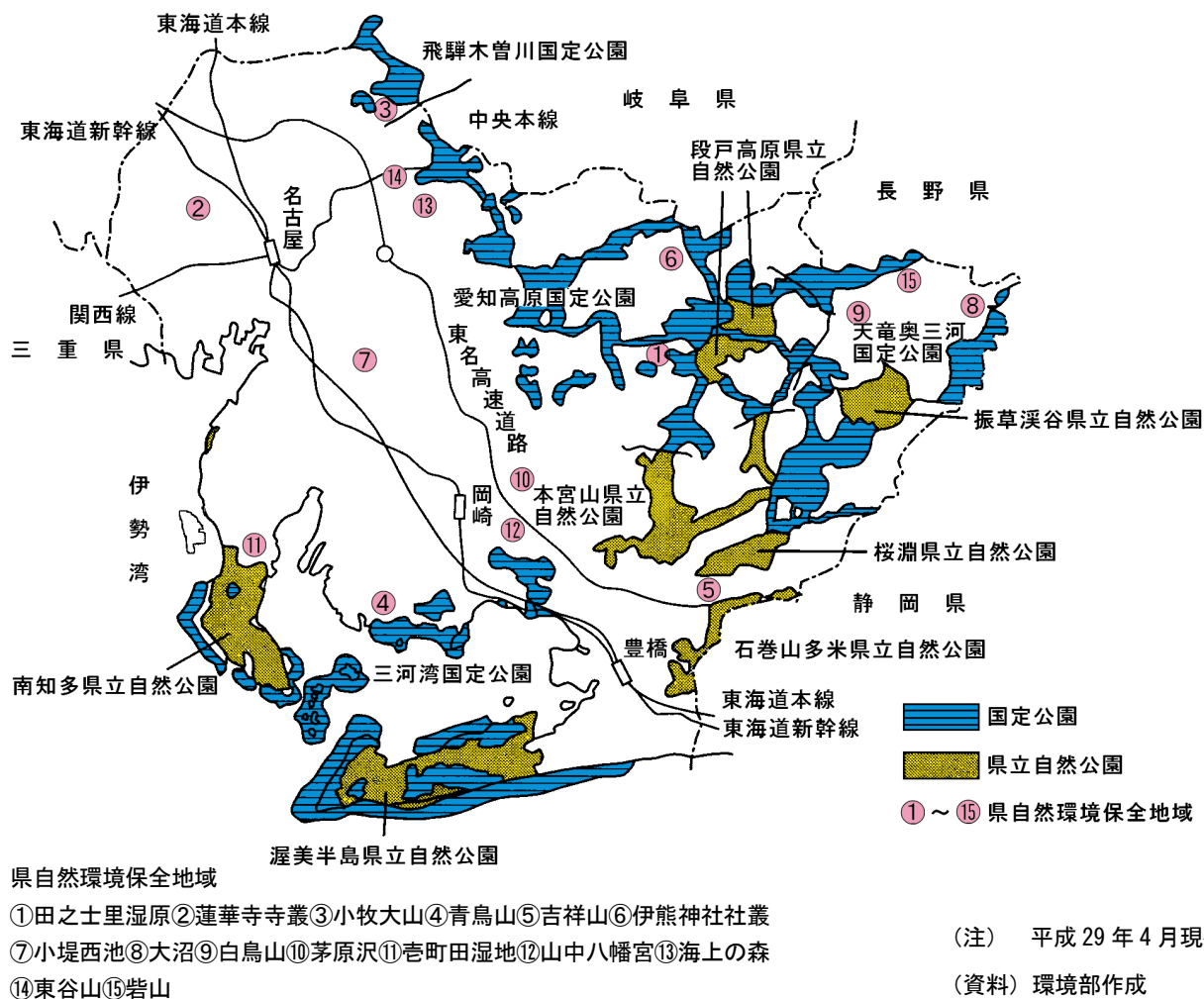
自然公園は、土地の管理権の有無を問わずに環境大臣又は県知事が指定することができ、一定の公用制限のもとで風景の保護を図るという「地域制」の公園です。地域内では林業や農業が営まれ、自然公園であると同時に産業の場、生活の場ともなっています。

県内には、自然公園法に基づく4つの国定公園と愛知県立自然公園条例に基づく7つの県立自然公園が指定されています。(図9-2-1)

本県の自然公園の陸域総面積は、平成29年4月現在88,881haで、県土面積の17.2%を占めており、これは全国平均の14.7%を上回っています。

これらの自然公園は昭和33年から45年にかけて指定され、公園ごとに定められた公園計画により管理されています。また、土地利用状況の推移等を踏まえながら区域及び公園計画について順次見直しを行い、自然公園の保護及び利用の適正化を図っています。

図9-2-1 愛知県内の自然公園・自然環境保全地域の指定状況



(2) 自然公園の管理

ア 風致景観保護のための行為規制

自然公園の優れた風景地を保護するため、公園計画に基づき区域内に特別地域及び特別保護地区(県立自然公園は特別地域のみ)を指定し、地域内の風致や景観を損なう現状変更行為等を規制(許可制)しています。その他の区域については、普通地域として、公園の風景に支障を及ぼすおそれのある一定規模以上の行為を規制(届出制)しています。平成28年度の公園内における自然公園法又は愛知県立自然公園条例による行為許可、届

出の処理件数は計844件(前年度813件)であり、前年度と比較して、増加傾向となっています。

また、開発面積が、特別地域においては1ha以上、普通地域においては10ha以上になる大規模な開発行為については、学識者による自然環境の実態やそれに及ぼす影響等の事前調査を事業主体の責任において実施させ、自然公園の保護を図っています。

イ 自然公園施設の整備

自然公園資源を生かし、自然と親しむことで人々の保健や休養に資するとともに自然保護に対

する認識を深めることを目的として、県は、3つの自然公園施設（面ノ木公園施設、茶臼山公園施設、伊良湖休暇村公園施設）や総延長211km（県内）の東海自然歩道を設置しています。

県はこれらの施設について、標識、便所、休憩所などの整備・修繕を順次進めており、平成28年度は主に伊良湖休暇村公園施設の再整備及び東海自然歩道の修繕を行いました。

伊良湖休暇村公園施設の再整備（整備エリア愛称：「いらごさららパーク」）は、平成25年度から平成29年度までの5年間で、老朽化した屋外プールを撤去し、かつてこの地域にあった砂丘とオアシス（湧水）を再生し、この地域固有の海浜性の植生を復元するものです。平成28年度には園内の歩道の整備を行い、自然観察等に役立つ案内板を設置しました。また、在来種であるオオシマザクラ等の植栽を行いました。



案内板の設置



オオシマザクラの植栽

東海自然歩道については、新城市等で安全な利用が行えるよう修繕を行いました。なお、清掃や除草等の維持管理は地元市町に委託しています。また、環境省が主唱する「全国・自然歩道を歩こう月間」（毎年10月）に合わせ、人々の自然への理解を深めることを目的とした「全国・自然歩道を歩こう大会 愛知県大会」を愛知県ウォーキング協会と共催で実施しています。

2 自然環境保全地域の保全

（1）自然環境保全地域の指定及び現況【自然環境課】

優れた自然環境を保全するには、開発の影響を受ける前に先取的に保全を図ることが肝要です。こうした趣旨から、県は、**自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例**（以下、本節において「自然環境保全条例」という。）に基づき、優れた自然環境を有する地域を自然環境保全地域として、これまでに15地域を指定し、その保全に努めていま

す。今後も、優れた自然環境を有する県内地域を自然環境保全地域に指定し、適切な保全を図っていきます。

（2）自然環境保全地域の維持管理【自然環境課】

自然環境保全地域を適切に保全するには、人為的改変を極力防止するとともに生態学的な見地に基づいた保全を図らなければなりません。こうした趣旨に沿って、県は次のような方策によりその維持管理に努めています。

ア 保全事業等の実施

良好な自然環境を保全するための巡視歩道の補修、除草等の維持管理を実施しています。

イ 監察の実施

県、地域環境保全委員が、地元市町村の協力を得ながら監察、巡視等を行い、環境破壊の防止に努めています。

ウ 追跡調査の実施

動植物及び地形・地質の学識者で構成する**愛知県環境審議会専門調査員**による追跡調査（現地確認調査）を定期的の実施し、生態学的見地からの環境変化のチェックをしています。

（平成28年度追跡調査地域）

小牧大山、伊熊神社社叢、白鳥山、砦山

（3）希少種保護のための種と保護区の指定【自然環境課】

県は、**自然環境保全条例**を平成20年3月に改正し、希少な野生動植物の保護を図るため、絶滅のおそれのある種の中でも特に保護の必要がある種を、指定希少野生動植物種に指定して捕獲や採取等を規制しています。

また、その中で特に生息・生育地の保護を必要とする種については、生息地等保護区を指定し、環境改変行為や立ち入り等の規制をしています。

指定希少野生動植物種については、平成28年3月に2種を追加指定し、生息地等保護区については、キンセイランが生育する設楽町内とエンシュウツリフネが生育する豊根村内について追加指定し（表9-2-1）、引き続き、周知や監視等を行い、希少野生動植物の保護を図っていきます。

表 9-2-1 条例に基づく指定希少野生動植物種・生息地等保護区

指定希少野生動植物種		生息地等保護区	
(平成 22 年 3 月 30 日、※1 平成 27 年 2 月 20 日指定、※2 平成 28 年 3 月 4 日指定)		(平成 24 年 3 月 16 日指定、※3 平成 28 年 3 月 4 日指定)	
鳥 類	コノハズク	名称	区分
は 爬虫類	アカウミガメ	田原市伊良湖町ハギクソウ生育地保護区	管理地区
両生類	アカハライモリ渥美種族※2	田原市小中山町ハギクソウ生育地保護区	管理地区
	ナガレタゴガエル	北設楽郡設楽町キンセイラン生育地保護区※3	管理地区
淡水魚類	ウシモツゴ	北設楽郡豊根村エンシュウツリフネ生育地保護区※3	管理地区
昆虫類	ヒメヒカゲ		
クモ類	ミカワホラヒメグモ		
貝 類	オモイガケナマイマイ		
維管束植物	キンセイラン※1		
	ヤチヤナギ※2		
	ハギクソウ		
	ナガバナノイシモチソウ		
	シロバナナガバナノイシモチソウ		
	エンシュウツリフネ※1		
	ナガボナツハゼ		



アカハライモリ渥美種族



ヤチヤナギ

(4) レッドリストの作成【自然環境課、環境調査センター】

メダカやゲンゴロウなど、かつては身近に見られた生きものや、湿地・湿原や干潟など限られた環境にしか生きられない生きものなどの希少な野生動植物を絶滅させないためには、絶滅のおそれのある種の生息・生育環境を的確に把握したうえで保全策を講じることや、希少な動植物の保全について県民の理解を深めることが必要です。

そこで、県内の絶滅のおそれのある野生動植物の生息・生育環境を把握・整理し、これらの種の適正な保全施策を推進するため、県は、平成 21 年 3 月に作成した「レッドデータブックあいち 2009」の掲載種について最新の知見により見直し、平成 27 年 1 月に「レッドリストあいち 2015」を作成しました。

(5) 移入種対策【自然環境課】

人為的に海外から持ち込まれた外来生物の一部

が、在来種を圧迫したり、在来種と交雑することで生態系をかく乱したり、人の身体及び農林水産業に影響を及ぼしたりすることから、平成 17 年 6 月に**特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律**(外来生物法)が施行されました。

これを受け、県では、この法律の規制内容や被害の予防方策の周知と啓発に努めるとともに、特定外来生物の生息状況等の把握に努めています。

また、平成 20 年 3 月に**自然環境保全条例**を改正し、人為的に移入された動植物種のうち地域の生態系に著しく悪影響を及ぼすおそれのあるもの(以下、本節において「移入種」という。)の公表を行うことを決めました。

これまでに、29 種を移入種として決定し、公表しました。なお、このうちヒガタアシについては、平成 26 年 6 月 11 日に外来生物法に基づく特定外来生物に指定されたことにより、県の条例公表種から除外されたので、現在の条例公表種は 28

種です（表 9-2-2）。
 今後も県内の移入種の情報収集と被害予防方策
 の周知や啓発等を行い、地域における防除の取組を進めていきます。

表 9-2-2 生態系に著しく悪影響を及ぼすおそれのある移入種（条例公表種）

哺乳類	ハクビシン	維管束植物	スイレン属 （ヒツジグサを除く。）※3
鳥類	コブハクチョウ		ハゴロモモ
は 爬虫類	アカミミガメ		ハビコリハコベ （園芸名：グロッソスティグマ） ※4
	ワニガメ		ナガバオモダカ
淡水魚類	オヤニラミ		キショウブ
	カラドジョウ		トウネズミモチ
	ナイルティラピア		タカネマツムシソウ
甲殻類	チチュウカイミドリガニ		ボンボンアザミ
	タテジマフジツボ種群 （タテジマフジツボ、アメリカフジツボ、ヨーロッパフジツボ）※1		ノハカタカラクサ
貝 類	スクミリンゴガイ		モウソウチク
	ホンビノスガイ		アツバキミガヨラン
	サキグロタマツメタ		ウチワサボテン属
昆虫類	クワガタムシ科 （県内在来種・亜種を除く）※2		
	タイワンタケクマバチ		
	ホソオチョウ		
	アカボシゴマダラ		

- ※1 これら3種は分類上近縁で形態的にもよく似ていることから、タテジマフジツボ種群としてまとめて取り扱う。
- ※2 県内在来の種または亜種であるミヤマツヤハダクワガタ、マダラクワガタ、チビクワガタ、ルリクワガタ、トウカイコルリクワガタ、ミヤマクワガタ、オニクワガタ、ノコギリクワガタ、ヒメオオクワガタ、アカアシクワガタ、コクワガタ、スジクワガタ、ヒラタクワガタ、オオクワガタ、ネブトクワガタを除く。
- ※3 スイレン属のうち、ヒツジグサは県内在来種であり、移入種ではない。
- ※4 これまで和名が付けられていなかったため、園芸名についても表記した。



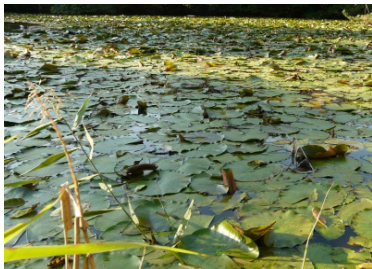
アカミミガメ



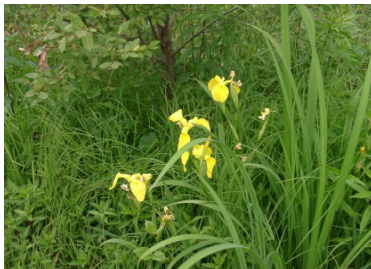
スクミリンゴガイ
（ジャンボタニシ）



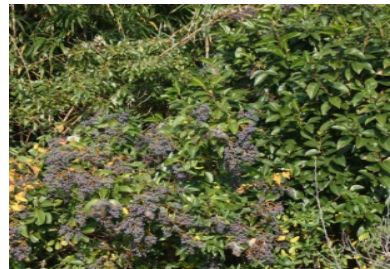
オオヒラタクワガタ



スイレン属（ヒツジグサを除く）



キショウブ



トウネズミモチ

3 野生鳥獣の保護管理

（1）鳥獣保護管理事業【自然環境課】

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する

法律により、鳥類、哺乳類に属する野生動物の捕獲は原則として禁止され、その保護が図られています。

鳥獣の保護管理を推進するため、県は、国の基本指針に即して「鳥獣保護管理事業計画」（第12次の計画期間：平成29年4月1日から平成34年3月31日まで）を策定し、鳥獣保護区等の指定、鳥獣捕獲許可の許可基準、第二種特定鳥獣管理計画の作成等について定めています（表9-2-3）。なお、平成29年11月1日現在の鳥獣保護区等の指定状況は表9-2-4のとおりです。

表 9-2-3 第12次鳥獣保護管理事業計画の主な計画内容

項 目	計 画 内 容
鳥獣保護管理事業計画の方針	第11次計画の課題に加え、鳥獣の適切な保護管理や鳥獣保護区の指定等は、生物の多様性の確保や生態系ネットワークの形成に繋がるもので、COP10で採択された愛知目標の達成に向けた重要な要素である。第12次計画では、人と鳥獣の共生を目指して、これらの取組を実施するものとする。 また、鳥獣の保護管理を実施するにあたっては、鳥獣被害防止措置法による取組みと連携を図り実施するものとする。
狩猟鳥獣	ツキノワグマは狩猟対象獣であるが、本県の希少獣のため、第11次計画に引き続き、狩猟者に対し狩猟の自粛を依頼。
鳥獣保護区の指定	現状では、鳥獣による農作物被害が増加。被害軽減を図るため、鳥獣保護区の新規指定は行わない。ただし、地域からの要望がある場合は、指定を検討する。
捕獲許可	許可対象者 有害鳥獣捕獲・個体数調整について、JA等の法人による申請で複数人の従事者による場合は、狩猟免許を取得していない者も捕獲の補助に携わることを可能とする。
	空気銃による捕獲対象の拡大 有害鳥獣捕獲・個体数調整において、空気銃による大型獣類を除く鳥獣の捕獲を認める。ただし、大型獣類については、取り逃がす危険性が少ない状況においての使用を認める。
	捕獲実施時の留意事項 イノシシ檻によるツキノワグマの錯誤捕獲を防ぐため、脱出口付の箱ワナの使用や餌の種類を工夫などの指導や放獣体制の整備に努める。
	愛玩飼養のための捕獲許可基準 愛玩飼養目的での捕獲を禁止する。
狩猟者の減少抑制	狩猟者確保のため、狩猟免許試験を年2回実施（うち1回は休日実施）とする。
その他	環境学習の推進や傷病鳥獣の取扱い、感染症への対応などについて記載。

表 9-2-4 鳥獣保護区等指定状況（平成29年11月1日現在）

区 分	箇所	面積(ha)
鳥獣保護区	67 【1】	25,276 【770】
鳥獣保護区 特別保護地区	4 【1】	439 【323】
休猟区	1	1,900
特定猟具使用禁止区域（銃・わな）	134	216,723
指定猟法禁止区域（鉛製散弾）	1	7,275

（注）【 】は国指定で外数

（資料）環境部作成

表 9-2-5 野生傷病鳥獣の指導獣医による保護指導実績（平成28年度）

（単位：羽・頭）

放鳥獣	死亡	その他	合計
74 (23種)	55 (22種)	80 (37種)	209 (45種)

（注）1 「その他」の例：保護飼養中、他施設移送など

2 種数には重複があるため、合計とは一致しない

（資料）環境部調べ

さらに、鳥獣を始めとした野生生物の保護思想の普及啓発を図るため「野生生物保護実績発表大会」を開催し、平成29年度は、参加した13団体

の中から、野生生物を知り、親しみ、守る優れた活動を行った岡崎市立生平小学校、豊田市立滝脇小学校、愛知県立佐屋高等学校の3校に知事賞を授与しました。

（２）鳥獣害対策【自然環境課、農業振興課】

近年、ドバト、カラス等のフンや鳴き声による生活環境の被害、イノシシ等による農作物等への被害が発生しています。平成28年度の鳥獣による農作物被害は約4億9,487万円で、内訳は鳥害2億9,362万円、獣害2億124万円となっています。こうした被害への対策として、一般的には侵入防止柵や捕獲檻の設置、追払い、餌となる物の除去等の防除対策、捕獲許可を得た上での捕獲などが行われています。

県は、中山間地域の農林業等に深刻な被害を与えているイノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、カモシカの4種について、適正な保護管理を実施するための「第二種特定鳥獣管理計画」を策定し対

策を推進しています（表9-2-6）。

さらに、農作物被害防止のため、捕獲檻の整備や侵入防止柵設置の支援、鳥獣被害対策研修会の開催、鳥獣被害対策実施隊設置の推進、農林水産業者等への啓発、指導等を実施しています。

また、平成19年12月に鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律が成立したことにより、市町村は、同法に基づき被害防止計画を作成し、必要に応じて鳥獣被害対策実施隊を設置するなど、主体的に被害防止対策に取り組むことが可能となりました。平成28年度末で、29市町村で被害防止計画を作成し、12市町村で鳥獣被害対策実施隊を設置しています。

今後は、他の市町村における被害防止計画の作成と同計画に基づく総合的・効果的な取組を推進していきます。

表 9-2-6 第二種特定鳥獣管理計画の概要

項目	ニホンザル	イノシシ	ニホンジカ	カモシカ
対象区域の考え方	群れ等の分布域及び農林業等の被害状況等を踏まえ選定	分布域及び農林業被害の状況等を踏まえ選定	分布域及び農林業被害の状況等を踏まえ選定	分布域を踏まえ選定
対象区域	豊橋市、岡崎市、瀬戸市、豊川市、豊田市、蒲郡市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村の10市町村	豊橋市、岡崎市、瀬戸市、春日井市、豊川市、豊田市、蒲郡市、犬山市、新城市、田原市、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村の14市町村	豊橋市、岡崎市、豊川市、豊田市、蒲郡市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村の9市町村	豊橋市、岡崎市、瀬戸市、豊川市、豊田市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村の9市町村
対象区域の区域分け	管理エリア：農業被害の減少又は未然防止、加害個体群の除去 重点管理エリア：農業被害の減少、加害個体群の除去	管理エリア：分布域の縮減 重点管理エリア：農業被害の減少 根絶エリア：根絶	管理エリア：分布域の縮減 重点管理エリア：農林業被害の減少	
管理目標	・農業被害等の未然防止又は減少 ・加害群及び個体の除去又は減少 ・生息分布の低減	・農業被害等の未然防止又は減少 ・個体数を削減し、生息密度の低減 ・生息分布の低減	・農林業被害等の未然防止又は減少 ・個体数を削減し、生息密度の低減 ・生息分布の低減	・林業被害等の未然防止又は減少
捕獲目標頭数	加害群を中心に選択的に排除 毎年度、農業被害等の状況を踏まえ設定	当面の間、1万頭程度を目安に、農業被害等を踏まえ設定	当面の間、5,000頭程度を目安に、毎年度、生息状況、農業被害等を踏まえ設定	加害個体又はその可能性の高い個体を排除 毎年度、林業被害の状態を踏まえ設定
特例休猟区の設定		対象区域内では休猟区はイノシシの狩猟が可能な特例休猟区に原則指定	対象区域内では休猟区はシカの狩猟が可能な特例休猟区に原則指定	
狩猟者の確保	・狩猟免許試験の年2回開催や狩猟免許更新検査の開催回数を増やすことにより、狩猟者の増加を図る。 ・法人（JA等）による個体数調整については、狩猟免許を有しない者を捕獲に参加することを認め、狩猟者の負担軽減を図る。 ・増加しているわな免許取得者に対して研修を行い技術的な支援を行う。			

クローズアップ

「第12次鳥獣保護管理事業計画」及び
「第二種特定鳥獣管理計画」を策定しました

愛知県では、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための「第12次鳥獣保護管理事業計画」を、また、農林業被害等を発生させているイノシシ等の個体数管理を実施するため「第二種特定鳥獣管理計画」を策定しました。

（第12次鳥獣保護管理事業計画）

人と野生鳥獣との適切な関係を築くことを目的とし、鳥獣保護区等に関する事項、野生鳥獣を捕獲するための許可基準に関する事項、狩猟の担い手確保や育成に関する事項等について定めています。今回の策定では、捕獲を実施するための許可対象者や狩猟者の育成確保のための施策等について見直しをしました。

（第二種特定鳥獣管理計画）

生息数の増加や分布域の拡大により農林業等に深刻な被害を与えているニホンジカ、イノシシ、ニホンザル及びカモシカについて、適正な管理を実施するものです。今回の策定では、現状の生息数や被害状況等を踏まえて管理目標や捕獲目標の見直し、イノシシの対象区域の拡大（犬山市、春日井市及び田原市を追加）の他、狩猟におけるニホンジカの捕獲数の緩和等を追加しました。

第12次鳥獣保護管理事業計画
策定調査状況第二種特定鳥獣管理計画
策定調査状況

（3）弥富野鳥園の管理・運営【自然環境課】

弥富野鳥園は、野鳥の生息地の保全と野鳥保護に関する知識の普及を図ることを目的として設置され、傷病鳥の保護、野鳥の観察等を通じた野鳥の保護思想の普及啓発とともに、園内の鳥類生息調査、鳥類標識調査の実施など保護管理から調査研究までの幅広い役割を担っています（表9-2-7）。

表 9-2-7 弥富野鳥園の施設概要と事業内容

所在地	弥富市上野町 2-10
主な施設	野鳥保護地（樹林地、池等） 32.73ha 小公園（管理事務所、駐車場、芝地等） 2.92ha
主な事業内容	①施設管理 野鳥のための樹林地や池の管理、公園の草刈や管理 ほか ②普及啓発 本館での野鳥観察の指導、保護地内での探鳥会の開催など各種イベントの実施 ③鳥類の保護 傷ついた鳥の保護や野鳥の生息調査の実施
運営団体	（指定管理者）（公財）愛知公園協会

昭和50年5月の開園以来毎年多数の人に利用され、平成28年度は約5万9,000人が訪れました。

4～5月の大型連休、愛鳥週間、夏休みなどには、野鳥保護思想の普及啓発事業として、探鳥会や野鳥写真展などの行事を実施しています。



探鳥会

また、県民から持ち込まれた傷病鳥は保護し、回復したものは野生復帰させています（表9-2-8）。

近年、園内においてカワウが多数生息するようになり、樹木の枯死や他の野生鳥類の生息環境への影響が危惧されるようになってきました。このため、生息数や営巣数の調査を継続して実施するとともに、カワウと他の野鳥との共生を図ることを目的として、防鳥ロープを張るなどカワウ対策を実施しています。

表 9-2-8 弥富野鳥園における傷病鳥の保護実績（平成 28 年度）

(単位：羽)

放鳥	死亡	その他	合計
14 (8 種)	16 (12 種)	24 (10 種)	54 (23 種)

(注) 1 「その他」の例：保護飼養中、他施設移送など

2 種数には重複があるため、合計とは一致しない。

(資料) 環境部調べ

4 緑化

(1) 緑化の推進【森林保全課】

森林や樹木などの緑は、人々に潤いと安らぎを与えるとともに、快適な生活環境を構成する要素として、また、私たちの多様な活動の基盤として、年々その重要性を増しています。

このため、県は、「第5次愛知県緑化基本計画」に基づき、「緑をふやす」、「緑にしたしむ」、「緑をひきつぐ」、「緑をささえあう」の緑化推進の4つの柱を定め、公園緑地や道路、河川、学校等の公共施設の緑化、市町村及び民間事業者等の緑化事業への助成、県民意識の高揚、緑化木の生産振興等を通じて「みんなで支える多様で豊かなあいちの緑」を目指しています。

ア 緑化推進地区における緑化【森林保全課】

緑豊かで快適な都市の生活環境を整備するため、県は、昭和48年に制定した**自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例**に基づき指定した緑化推進地区内で緑化推進事業を実施し、地域の緑化の推進を図っています。

この事業は市町村の緑化事業に対して助成するもので、平成28年度は、保存樹木等維持管理事業を含め2件に助成しました。

イ 工場緑化【産業立地通商課】

工場立地法は、工場立地が周辺地域の生活環境との調和を図りつつ適正に行われることを目的として、一定規模以上の工場等（特定工場）の新設・変更をしようとする場合の事前の届出を義務付けています。この法律*の規定により、工場敷地面積に対し20%以上の緑地を設置するよう指導が行われています。

※ 地域準則条例により緑地面積率を独自に定める場合を除く。

ウ 道路の緑化【道路維持課】

道路の「みどり」は、歩道やその周辺に緑陰をつくり、道路利用者や沿道住民に快適な空間を提供するとともに、親しみと潤いのある道路環境を創出するうえで大きな役割を果たしています。

平成29年4月1日現在の道路の緑化延長は789kmで、これは道路延長4,623kmの17.1%に相当します。

エ 河川の緑化【河川課】

河川における豊かな生態系と自然景観の創出を図るため、県は、平成9年度から、治水上支障のない河川沿いに地域の人々が参加して植樹する

「**水辺の緑の回廊整備事業**」を行っています。

また、河川の改修に当たっては、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮しながら、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境並びに多様な河川風景を保全あるいは創出する「**多自然川づくり**」を進めています。

オ 港湾の緑化【港湾課】

人々が親しみやすい快適な水辺空間を形成し港湾における快適な環境の創出を図るため、県は、臨海部の特性を生かした緑地の整備を行うなど港湾空間の緑化を進めています。

(2) 都市づくりにおける緑化推進【公園緑地課】

我が国は、昭和30年代以後の急速な経済発展に伴い、産業と人口の急激な都市集中が進み、市街地の過密化や郊外の無秩序な開発をもたらしました。その結果、都市の緑が減少し身近な自然が失われました。

都市における生活環境を潤いと安らぎのある快適なものにするためには、身近な自然とのふれあい、スポーツなどによるリフレッシュ、災害時の避難空間の確保、さらには景観上の効果といった緑の効用を再認識し、できるだけ緑を確保するように努めることが重要です。

県は、平成6年に国が策定した「**緑の政策大綱**」に基づき、市町村の「緑の基本計画」策定を支援してきました。また、都市公園等の施設緑地の整備、風致地区及び特別緑地保全地区等の指定による地域制緑地の確保、公共施設の緑化、さらには

住民自身による緑化の推進まで、それぞれの地域の状況、特徴を生かした公園の整備、緑地の保全、緑化の推進を総合的かつ計画的に推進するよう努めており、平成23年度には新しい「愛知県広域緑地計画」を策定しました。

また、平成21年度からは「あいち森と緑づくり事業」を実施し、都市の緑の保全・創出による緑のまちづくりを進めています。

ア 都市公園・緑地の整備

県は、愛知県広域緑地計画において、平成32年度を目標年次として県民一人当たり都市公園面積を7.9㎡以上とする整備目標を掲げています。

平成27年度末現在の県民一人当たり都市公園面積は7.65㎡であり、現在、この目標達成を目指

して都市公園整備を進めており、平成28年度は、大高緑地、小幡緑地、尾張広域緑道、東三河ふるさと公園、愛・地球博記念公園、油ヶ淵水辺公園、牧野ヶ池緑地の県営7公園の整備を進めたほか、市町村所管の公園24か所について整備促進を図りました。

イ 民有地の緑化

緑あふれる潤いのある街並みを形成するためには、都市公園等の整備とともに市街地の過半を占める民有地の緑化が重要であり、県は、県民の理解と協力を得ながら、以下の施策によりその推進を図っています。

表 9-2-9 都市公園の現況

公園の種類、種別		箇所数	面積 (ha)	都市計画区域内 人口1人当たりの 公園面積 (㎡/人)
住区基幹公園	街区公園	3,660	876.76	1.18
	近隣公園	325	555.55	0.75
	地区公園	89	445.47	0.60
都市基幹公園	総合公園	39	800.31	1.08
	運動公園	48	581.34	0.78
特殊公園	風致公園	20	330.81	0.44
	動植物公園	5	153.84	0.21
	歴史公園	21	34.17	0.05
	墓園	12	167.02	0.22
緩衝緑地		10	75.19	0.10
大規模公園	広域公園	9	826.47	1.11
	レクリエーション都市	0	0.00	0.00
都市緑地		312	569.66	0.77
都市林		3	5.79	0.01
緑道		62	156.21	0.21
国営公園		1	108.18	0.15
広場公園		30	3.65	0.00
合計		4,646	5,690.42	7.65

(注) 平成28年3月末現在

(資料) 都市公園等整備現況調査

(ア) 緑地協定（都市緑地法）

良好な環境を確保することを目的として、県は、一定規模の区域内の土地所有者全員の合意により自らの土地に植栽する樹木の種類や場所、垣根の構造などを定め市町村長の認可を受ける緑地協定

の締結の促進を図っています（平成28年度末：3市14協定）。

(イ) 都市緑化基金

県民の手による都市の緑化を推進するため、県は、市町村都市緑化基金への助成、普及啓発活動、

調査研究を行う「愛知県都市緑化基金」の造成を推進しています。平成28年度末の造成額は約8億500万円であり、運用益により平成元年から「あいち都市緑化フェア」を開催し、緑に親しむ各種プログラムを通して、都市緑化の普及啓発活動を行っています。

なお、市町村においては18市（平成28年度末）で都市緑化基金が設置されており、県としてもその設置の促進を図っています。



あいち都市緑化フェア（樹木医と歩く大高緑地）



都市公園整備事業（愛・地球博記念公園）

（3）緑化の推進に関する普及・啓発等【森林保全課】

ア 緑化運動の推進

緑豊かで活力のある県土を築くため、県は、（公社）愛知県緑化推進委員会や市町村等と協力して、県民参加の緑化運動を展開するなど緑化思想の普及啓発に努めています。

平成28年度は、「春の緑化強調期間」（4月1日～5月31日）及び「秋の緑化強調期間」（9月1日～11月15日）を設定し、愛知県植樹祭や各種の運動を実施するとともに、5月4日のみどりの日に県民と緑とのふれあいを促進する啓発行事を開催しました。

イ みどりの少年団の育成

次代を担う青少年が、自然とのふれ合いを通じて緑の大切さを体験し情操豊かな人間に育つよう、県は、（公社）愛知県緑化推進委員会と協力して「みどりの少年団」の育成に努めています。平成29年7月1日現在、県内では71団4,075人のみどりの少年団が活動しています。

ウ 緑に関する技術・知識の普及指導

緑化を積極的に推進するために必要な知識の向上を図るため、県は、愛知県緑化センターにおいて、県・市町村・学校・企業・みどりの少年団及び一般県民を対象とした緑化研修・みどりの教室・野外教室等を実施しました（平成28年度は延べ70日、受講者延べ3,602人）。また、一般県民が緑化に関する技術・知識を得られるよう緑化相談コーナーを設置して相談指導に当たりました（平成28年度は相談件数2,321件）。

さらに、植木の生産振興を図るため、愛知県植木センターにおいて、植木生産者・造園業者に対する技術研修（平成28年度は延べ74日、受講者延べ2,072人）、植木生産、植栽維持管理等の相談に対する指導を行いました（平成28年度は相談件数246件）。

5 森林・里山・農地の保全等

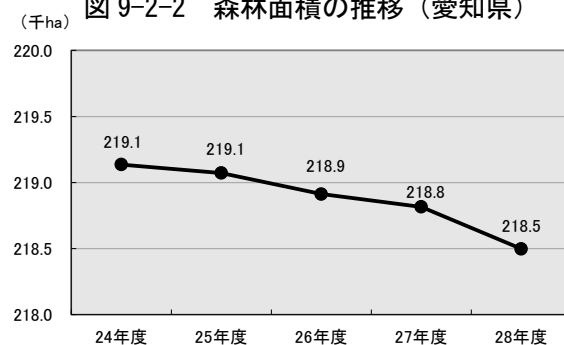
（1）森林の保全等

ア 森林の現況【林務課】

本県の森林面積は約22万haで、これは県土面積の約42%を占めています。

なお、森林面積の推移は図9-2-2のとおりで、他用途への転用により減少傾向にあります。

図9-2-2 森林面積の推移（愛知県）



（資料）農林水産部調べ

イ 森林の整備

（ア）造林・間伐対策の推進【森と緑づくり推進室】

県は、森林の持つ機能を高度に発揮させるため、植栽から下刈、除伐、間伐などの保育作業に至る一貫した森林の造成・整備や、快適かつ安全に森林・林業に親しめるような保健、文化、教育的機能を有する森林の整備にも努めています。

特に、間伐は造林木の健全な育成に不可欠であり、水源の涵養（森林の土壌の中に水を蓄え、少しずつ川へ流す働き）や生物多様性の保全、二酸化炭素の吸収等の多面的機能の高い森林を造成する上において極めて大切な作業です。

平成 28 年度は、造林補助事業等により 3,373ha の間伐を実施するなど、森林整備の推進に努めました。

（イ）治山事業の推進【森林保全課】

県では、山地における崩壊地の復旧、荒廃の未然防止、森林の持つ水源涵養等の公益的機能の向上及び生活環境の保全等を図るため、平成 28 年度、公共治山事業を 54 箇所を実施しました。また、単県治山事業により、小規模な荒廃地の復旧・予防を 82 箇所で実施し、森林の保全に努めました。



治山事業（南知多町 山腹工）

（ウ）水源基金による森林整備の推進【土地水源課】

県は、昭和 52 年度に、矢作川流域や豊川流域の関係市町村と協力して（公財）矢作川水源基金と（公財）豊川水源基金を設置し、上流域の水源林の保全・整備に取り組んでおり、各基金では平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 か年を事業期間とする「第 8 期水源林対策事業」を実施しています。平成 28 年度には、上流域の市町村等が実施する間伐（約 588ha）や作業路新設などの事業に対して基金から助成しており、その財源の一部を県

が負担しています。

（エ）企業の森づくり【林務課】

県では、平成 19 年度から「企業の森づくり事業」を実施しています。この事業は、県と協定を締結した企業が県有林において社会貢献活動を目的とした森林整備・保全活動を行うもので、平成 28 年度末時点で 16 社の企業と協定を締結しています。活動の内容は、社員やその家族による間伐や枝打ちなどの森林整備を行うとともに、森林環境に関する学習活動などにも取り組んでおり、県と企業の連携や参加者の情報交換・交流を通じた森づくりを目指しています。



活動情報交流会（豊田市西中山町）

ウ 森林の開発規制【森林保全課】

保安林は私たちの暮らしを守るために重要な役割を果たす森林であり、やむを得ない事情がある場合を除いて開発は認められていません。

また、保安林以外の森林の開発は、周辺の地域に災害等を発生させるようなことがないように 1ha を超える場合に県の許可が必要となっています。

（２）里山の保全等【森林保全課、環境活動推進課、自然環境課】

里山は、希少種を含む多くの動植物の生息・生育の場であるとともに、身近な自然とのふれあいや環境学習の場としての役割も担っています。

かつて里山は、薪炭や肥料を得るため利用されることにより維持されてきました。しかし、化石燃料の普及などに伴い、次第に人の手が入らなくなり荒廃が進んでいます。

このため、愛知万博の原点ともいえる「海上の森」の保全・活用を図るとともに、森林や里山に関する学習・交流の拠点として、愛知万博の瀬戸愛知県館を改修した本館と周辺森林内の遊歩施設からなるあいち海上の森センターを平成 18 年 9

月にオープンし、県民参加のもと、里山の保全と活用に向けた様々な事業に取り組んでいます。

また、「あいち森と緑づくり事業」により、里山の保全・再生などに取り組む団体の活動を支援しています。



あいち海上の森センター

ア あいち海上の森センターでの先導的な取組の推進【森林保全課】

あいち海上の森センターでは、海上の森の保全を図るため間伐等の森林育成事業や里山整備事業を実施するとともに、海上の森・里山に関する展示、調査学習及び里山や自然の情報の発信を行っています。

また、里山への理解を深めるため、親子で森に親しみ、森の手入れ、里山管理を体験する「里と森の教室」、海上の森の自然を学習する「調査学習会」などの「海上の森体験学習プログラム」を実施しています(平成28年度の参加者延べ565人)。

イ あいち海上の森大学の開催【森林保全課】

森林や里山保全の実践者・指導者を育成するため、県は、平成28年5月から平成29年2月までの期間で「あいち海上の森大学」を開校しました。(平成28年度は「環境教育」「森林再生」「里山文化」の3コース、修了者29人。)



あいち海上の森大学

ウ 人と自然の共生国際フォーラムの開催【森林保全課】

持続可能な社会づくりを目指し、市民や活動団体の交流と情報交換を図るため、平成28年10月29日(土)、30日(日)に愛知県女性総合センター(ウィルあいち)及び海上の森センターで「第

10回人と自然の共生国際フォーラム」を開催しました(参加者800人)。



人と自然の共生国際フォーラム

(3) 農地の保全等【農業振興課、農業経営課、農地計画課】

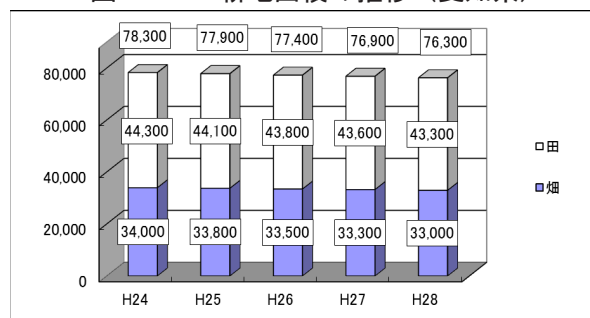
農地や農業水利施設は、食料の生産基盤として大きな役割を果たしていますが、そのほかにも、自然環境の維持を始め、洪水・山崩れ・土砂流出の防止、水源のかん養、水質浄化などの様々な機能を有しています。特に都市部で生活する人々にとっては、「ゆとり」や「やすらぎ」の場としての評価も高まってきています。

このように、農地や農業水利施設は多面的な機能を持つことから、その保全や有効利用を図っていく必要があります。

ア 農地の現況【農業振興課】

平成28年7月15日現在、本県の耕地面積は76,300ha(うち田43,300ha、畑33,000ha)で、農地以外への転用等によって耕地面積は減少傾向にあります(図9-2-3)。

図9-2-3 耕地面積の推移(愛知県)



(注) 四捨五入により計と内訳が一致しない場合がある。

単位は ha

(資料) 農林水産省調べ

イ 農地の転用制限【農業振興課】

秩序ある土地利用を図るため、農地法では、農地を農地以外の用途に転用する場合には原則として知事等の許可を要して、農地の転用を制限して

います。特に、**農業振興地域の整備に関する法律**により定められた農用区域内の農地（集团的優良農地、土地改良事業等の公共投資の対象となった農地等）の転用は厳しく制限されています。

農地の転用面積は、平成4年の1,376haをピークとして減少傾向にあり、平成28年は732haとなっています。このうち、市街化区域外の農地を対象とした許可面積は321ha、市街化区域内の農地を対象とした農業委員会への届出面積は373haとなっています。なお、転用用途としては「住宅用地」の割合が最も多く、43%となっています。

ウ 環境保全型農業の推進【農業経営課】

県は、環境の保全と農産物の安全確保を目指す「**愛知県環境と安全に配慮した農業に関する実施方針**」により、市町村及び関係団体と一体となって、化学肥料や化学合成農薬の使用量の低減等に取り組んでいます。

化学肥料の低減としては、長期にわたって緩やかに肥料成分が溶け出す肥効調節型肥料を用いた全量基肥施肥技術の普及を進めており、この技術は、水稻で広く普及し、トマト、キュウリ等の施設野菜でも普及が進んでいます。化学合成農薬の低減としては、病害虫抵抗性品種の開発・利用、病害虫発生予察の活用、天敵、性フェロモンの利用等を推進しています。

また、家畜排泄物については堆肥化を図り、土づくり資材及び化学肥料代替資材としての利用促進に努めています。

こうした化学肥料・化学合成農薬の低減、有機物による土づくりに一体的に取り組もうとする農業者を、県では「エコファーマー」として認定・支援しています。

エ 農業農村多面的機能支払事業の推進【農地計画課】

農村地域の農地や農業水利施設等はこれまで農家を中心として管理が行われてきましたが、農家の高齢化や混住化等により、適切な保全が困難になりつつあります。また、県民の価値観がゆとりや安らぎを求める方向に変化し、農業生産についても環境保全を重視することが求められていま

す。

そうした中、農村地域における農地や農業水利施設の良好な保全と質的な向上を図るため、県は、地域ぐるみでこれら施設を守る取組を行う地元活動組織に対して平成19年度から支援しています。

平成28年度は、農家や自治会などで構成する県内440の活動組織が、水路の草刈りや泥上げ、農業体験を通じた環境学習、農道沿いの植栽、生きもの調査、生物多様性等の地域環境の保全に資する高度な活動などの取組を行いました。



水路の生き物調査
（小垣江地区の緑と水を守る会（刈谷市））

オ 環境保全型農業直接支援対策の推進【農業経営課】

県では、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動の普及拡大を図るため、平成23年度から「環境保全型農業直接支援対策」を実施しています。この対策では、環境保全型農業の取組に対して幅広く支援しています。

カ 農業用ため池の保全【農地計画課】

かんがい用の水源として造られたため池は、大雨の際の洪水調節の機能を持つほか、豊かな水辺環境を形成し多種多様な生きもののすみかを提供するなど、多くの重要な役割を果たしています。このような役割を果たすため池を保全するため、県は、平成19年4月に「**愛知県ため池保全構想**」を策定しました。

この構想では、ため池の歴史や生い立ち、多面的機能を啓発するとともに、行政と地域が連携を図り、さらに多面的機能を維持・増進させ、ため池の保全を図ることとしています。

また、ため池の多くの役割をPRするため、県政お届け講座「水土里のオアシス ため池 ～その秘密に迫る～」を登録し、県民の皆様へ、ため池の

役割、多面的機能等を説明し、ため池の大切さをPRしています。



かいどり大作戦（ため池の池干し）
（半田市 南廻間池）



県政お届け講座で多面的機能を紹介

（４）大規模な宅地の造成などの規制【自然環境課】

自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例の規定により、自然公園、自然環境保全地域、特別緑地保全地区等の区域を除いた区域で1 haを超える大規模な宅地の造成等の行為は、知事への届出が義務付けられており、自然環境の破壊の防止及び植生の回復が図られています。平成28年度は64件の届出がありました。

（５）都市における自然環境の保全【公園緑地課、都市計画課】

緑豊かな都市環境の形成を図るためには、公園整備のように積極的に緑を作り出していくとともに、残されている緑を保全することも必要です。

県は、樹林・水辺などを公園・緑地区域に取り込み、保全緑地又は人の利用できる緑地として整備を図っているほか、特別緑地保全地区、風致地区、生産緑地地区の指定に係る調整や保存樹、保存樹林の樹木指定等の緑の保全のための法制度を活用するなど、都市計画の観点からの保全策を進めています。

（６）都市と農山漁村の交流の促進

ア 地産地消の推進【食育消費流通課】

「生産者の顔の見える農林水産物」を求める消費者の声が高まりつつあり、その地域で生産されたものをその地域で消費する「地産地消」の取組が広がっています。併せて、「地産地消」は生産地から食卓までの距離が短く、環境にも優しい取組として注目されています。

県は、平成10年度から「地産地消」に関する取組として、消費者と生産者との「いい友」関係を築き交流を深めてもらうとともに、消費者の方に地元の農林水産物を積極的に購入してもらうことを通じて、健康で豊かな暮らしを目指す「いいともあいち運動」を展開しています。

この運動の一環として、趣旨に賛同する生産から流通、消費等にかかわる方を会員とし、会員相互の連携による活動を高めるネットワーク（1,430会員、平成28年度末）の形成や、地元の農林水産物を積極的に販売・利用する「いいともあいち推進店」（1,049店舗、平成28年度末）の登録を進めています。

また、県産農林水産物の消費促進をアピールするため、県産農林水産物を使った商品へいいともあいち運動のシンボルマークを表示する取組の推進や、平成28年11月9日（水）から14日（月）までの6日間、名古屋栄三越（名古屋市中区）において「あいちの農林水産フェア」を開催し、県内各地で収穫された新鮮な農産物の即売や県産農林水産物を使った加工食品の紹介と展示・販売などを行いました。



今後はこれらの取組をさらに充実させ、いいともあいち運動の認知度向上、県産農林水産物の利用拡大に取り組んでいきます。



あいちの農林水産フェア

イ グリーン・ツーリズムの推進【農業振興課】

「グリーン・ツーリズム」とは、緑豊かな農山村地域において、その自然・文化・人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のことです。

県は、農山漁村の風景、人、食、文化などと、農林水産物を加工する「モノづくり」を地域資源として一体的にとらえ、これらを体験・体感する「観光」を通して、都市と農山漁村の交流を推進しています。農林漁業体験施設などの都市農村交流資源をデータベース化するとともに、それぞれの資源を組み合わせたモデルルートを作成、ウェブページにより広く紹介しています。

ウ エコツーリズムの推進【自然環境課】

「エコツーリズム」とは、観光旅行者が、動植物の生息・生育地や、自然環境と深くかかわる生活文化などの自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、その保護に配慮しつつ触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動のことです。

エコツーリズム推進法（平成20年4月施行）及び同法に基づく「エコツーリズム推進基本方針（平成20年6月閣議決定）」により、総合的・効果的な推進が図られています。

6 あいち森と緑づくり事業とあいち森と緑づくり税【税務課、森と緑づくり推進室】

森と緑は、地球温暖化の防止、水源のかん養、生物多様性の保全、災害防止など多面的な公益的機能を有しています。県内には、三河山間部を中心とする森林、名古屋圏を中心とする都市の緑、その中間に位置する里山と、様々な形で森と緑が存在していますが、近年の手入れ不足の森林の増加や都市の緑の減少・喪失に伴い、その公益的機能の低下が危惧されています。

県は、森と緑を「県民共有の財産」として位置づけ、「森林（人工林）」、「里山林」、「都市の緑」を一体的に整備、保全し、「山から街まで緑豊かな愛知」を実現するため、「あいち森と緑づくり事業」を実施しています。この事業の推進に必要な財源を確保するため、県は「あいち森と緑づくり税」を創設することとし、平成20年2月県議会におい

て、税を賦課徴収するためのあいち森と緑づくり税条例と、使途の明確化を図るとともに寄附金を受け入れるためのあいち森と緑づくり基金条例を制定しました。あいち森と緑づくり税は、平成21年度から県民・企業の方々に負担いただいています。

（1）森林（人工林）整備・里山林整備事業【森と緑づくり推進室】

人工林整備としては、林業活動では整備が困難な奥地林や公道・河川沿い等の人工林を対象に、平成28年度は岡崎市始め9市町村において、1,662haの間伐を実施しました。里山林整備としては、長期間放置された都市近郊の里山林を対象に、平成28年度は県営事業を犬山市始め8市町の19箇所、市町村交付金事業を名古屋市始め7市町の23箇所、合わせて42箇所で行いました。



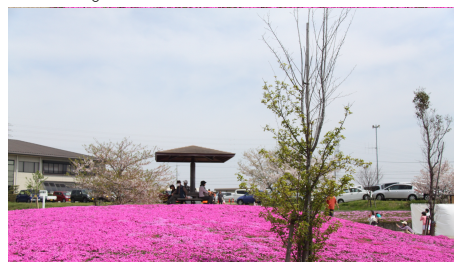
人工林整備事業（奥地林）

（2）都市緑化【公園緑地課、道路維持課】

都市の緑化を目的とする事業には市町村、民間、及び市民団体が行う次の4つの事業があります。

- ① 身近な緑づくり事業：市街地やその近郊で既存樹林の保全や新たな緑地の創出を行う。
- ② 緑の街並み推進事業：市街地やその近郊で民有地の建物や敷地の緑化を行う。
- ③ 美しい並木道再生事業：都市の顔となる地区で美しい並木道を再生する。
- ④ 県民参加緑づくり事業：県民参加による樹林地整備やビオトープづくりなどの緑づくり活動への支援や講師の派遣を行う。

平成28年度は、名古屋市、豊橋市、西尾市を始め県内39市町に交付金を交付し、県民参加緑づくり事業では延べ約20,000人が約10,000本の植樹を行いました。



県民参加緑づくり事業

（３）環境活動・環境学習の推進【環境活動推進課、自然環境課】

市町村やNPO、地域の団体等が実施する自発的な森と緑の保全活動や環境学習を支援するため、次のような活動に対し、交付金を交付しています。

- 間伐や植樹など、健全な緑の保全・育成を実施する「環境保全活動」
- 水と緑の恵みや森林文化、森林生態系保全について学ぶ「環境学習」
- 緑のカーテンの育成などを通じて太陽や自然の恵みを学ぶ「緑の教室」

平成28年度は116事業の応募の中から98事業が交付対象となり、延べ5万9千人の方が参加しました。

また平成26年度からは、多様な主体の協働による生態系ネットワーク形成の取組を新たに対象事業に加え、支援しています。平成28年度は、大学キャンパス内や企業敷地内におけるビオトープの整備、人工林の広葉樹林化等の事業が県内の5つの地域（知多半島、東部丘陵、西三河、尾張北部、新城設楽）で実施されました。



環境活動・学習推進事業

（４）普及啓発【林務課、森と緑づくり推進室】

普及啓発事業として、公立小中学校の学習机・椅子等に愛知県産の木材を使用した製品を導入するのに必要な経費の一部を市町村に交付する事業である「木の香る学校づくり推進事業」を行い、平成28年度は名古屋市始め20市町村で計10,557セットと机55台、下駄箱・ロッカー等319台を導入しました。また、間伐材の搬出や愛知県産木材を使用したベンチを公共施設に導入するのに必要な経費の一部を市町村に交付する事業である「愛知県産木材利活用推進事業」により平成28年度は、岡崎市始め10市町村で16件の搬出・導入を行いました。その他、森と緑づくり体感ツアーの実施、

ウェブページでの公表、コンビニエンスストアやイベント時のポスター掲示やパンフレット設置・配布、テレビ・新聞等各種媒体を利用した広報等により、県民の方々へ、森と緑の重要性、整備の必要性等について理解促進のための普及啓発を行いました。



木の香る学校づくり推進事業

7 景観、温泉、天然記念物等

（１）美しい景観の形成【公園緑地課】

近年、産業や社会構造の変化に伴い人々の生活や景観に対する意識が変わり、地域のまちづくりに積極的に参加する人々が増えつつあります。また、企業においても、地域の景観形成への貢献を企業の社会的責任として認識し、緑化や建築物のデザイン、屋外広告物への配慮等、景観形成に向けた主体的かつ積極的な取組が始まっています。

しかし、まちの様子を見てみると、無秩序な屋外広告物、形態や意匠等が不ぞろいなまちなみ等が見られるところもあります。このような状況を放置すれば地域の魅力的な景観が徐々に失われていくのではないかと懸念されています。

国は、平成15年に策定した「美しい国づくり政策大綱」において、従来の景観形成に対する反省を踏まえたうえで良好な景観形成を国政上の重要課題として位置づけ、平成16年には、美しい景観・豊かな緑の形成を促進するための景観緑三法を整備しました。

県は、平成18年3月、景観形成に関する基本的な考えを示す「美しい愛知づくり基本方針」を策定し、同時に、その基本理念及び施策の基本となる事項を定めた美しい愛知づくり条例を制定しました。

そして、この基本方針を踏まえるとともに、条例に基づき、美しい愛知づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成19年3月に「美しい愛知づくり基本計画」を策定し、総合的な景観施策を実施しています。

平成28年度には、良好な景観形成に関する取組の一環として、愛知まちなみ建築賞、美しい愛

知づくり講演会、環境デザイン夏季講座等の普及啓発活動等を実施しました。

【平成 28 年度主な実施事業】

- 愛知まちなみ建築賞
受賞作品（50 音順）
 - ・MIZKAN MUSEUM【大賞】
 - ・愛知県立愛知総合工科高等学校
 - ・JP タワー名古屋
 - ・ソトマで育てる、ソトマでつながる
 - ・大名古屋ビルディング
 - ・法連町の家
 - ・杜のひかりこども園
- 美しい愛知づくり講演会
半田市（平成 28 年 10 月 25 日、参加者 108 名）
- 環境デザイン夏季講座
長久手市（平成 28 年 8 月 3 日・4 日、参加者 38 名（行政職員対象））

（２）温泉資源の保護と可燃性天然ガスによる災害の防止及び温泉の利用【自然環境課】

ア 温泉法に基づく許認可等

温泉法は、温泉を保護するとともに、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止し、その適正な利用を図ることを目的としています。県は、温泉の掘削などについて、温泉のゆう出量、温度若しくは成分、その他公益を害するおそれに関する実地調査や市町村への意見照会などにより審査し、愛知県環境審議会の意見を聞いた上で許可しています。

平成 28 年度の温泉法に基づく許可件数は、掘削 2 件、温泉採取 3 件、温泉の利用 8 件（保健所設置市の許可件数を除く。）で、本県の温泉源泉は 134 ケ所となっています（表 9-2-10）。

表 9-2-10 温泉源泉数（単位：か所）

所 管 別	利用源泉数			未利用源泉数			源泉数
	自噴	動力	計	自噴	動力	計	
愛知県(保健所設置市除く。)	2	65	67	6	20	26	93
名 古 屋 市	-	13	13	2	2	4	17
豊 橋 市	-	-	-	-	1	1	1
岡 崎 市	-	1	1	-	1	1	2
豊 田 市	8	8	16	3	2	5	21
計	10	87	97	11	26	37	134

（注）平成 29 年 3 月末現在

（資料）環境部調べ

イ 可燃性天然ガスの安全対策

改正温泉法（平成 20 年 10 月 1 日施行）に可燃性天然ガスの安全対策が盛り込まれましたが、改正法施行時に災害防止対策等が必要であった本県の既存源泉数は 104 源泉でした。このうち 55 源泉については、可燃性天然ガス濃度が基準未満であったため、災害防止対策が不要であるとの確認を行った上で温泉の採取を行っています。一方、ガス濃度が法の基準を超えた 49 源泉については、災害防止対策を講じた上で知事から温泉採取許可を受け、温泉の採取を行っています。

ウ 立入検査

源泉及び温泉利用施設について、温泉採取に伴う適切な災害の防止対策と温泉の適正な利用がなされているかどうかを確認するため、定期的に立

入検査を行っています。

（３）史跡・名勝・天然記念物の保護【文化財保護室】

文化財保護法及び愛知県文化財保護条例では、遺跡のうち歴史上・学術上価値の高いものを「史跡」として、庭園その他自然風景地のうち芸術上・観賞上価値の高いものを「名勝」として、動植物・地質鉱物のうち学術上価値の高いものを「天然記念物」として指定し、その保護を図っています（表 9-2-11）。

これらの指定文化財については現状での保護を原則としており、環境整備や状況調査等を含め、現状を変更する場合及びその保存に影響を及ぼす行為を実施する場合には、あらかじめ文化庁長官あるいは県又は市の教育委員会の許可を受けるこ

とが必要とされています。

平成 28 年度には、文化庁長官や県教育委員会の許可による現状変更が 42 件（国指定 29 件、県指定 13 件）、市教育委員会の許可による現状変更が 36 件（国指定 34 件、県指定 2 件）ありました。

また、文化財の現状や日常の管理のあり方を把握するため、県は、県内各地に 58 名の文化財保護指導委員を委嘱し、定期的にパトロールを実施してもらうとともに、委員からの報告に基づき適宜適切な措置を講じています。

特に、昭和 2 年に国の名勝及び天然記念物に指定された木曽川堤（サクラ）は、一宮市から江南市にかけて全長 9km に及ぶエドヒガン・シダレザクラ・ヤマザクラの並木であり、指定から 80 年以上が経過して老化による衰弱が目立つため、樹勢回復作業や剪定・施肥など、管理作業を進めています。

表 9-2-11 史跡・名勝・天然記念物の指定状況

（単位：件）

指定区分	史跡	名勝	天然記念物	計
国指定	39	6	26	71
県指定	43	5	63	111
計	82	11	89	182

（注）平成 29 年 3 月末現在

（資料）教育委員会調べ



国指定名勝・天然記念物木曽川堤（サクラ）
（一宮市・江南市）

（４）文化財保護に関する普及・啓発【文化財保護室】

文化財を保護することは、魅力ある歴史的環境を創出し、文化的感性豊かな社会を形成することでもあります。このため、県は、文化財保護指導委員を通じた市町村の保護活動の支援、文化財の保護事業や啓発活動に努めています。

平成 28 年度には、木曽川堤（サクラ）を文化財として親しんでいただくために、サクラの観察等を体験してもらう「サクラ観察講座」を開催し、普及・啓発活動に取り組みました。



サクラ観察講座実施状況

第3節 生物多様性の保全と施策

1 生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた総合的取組の推移【自然環境課】

（１）国の取組

1992 年（平成 4 年）に採択された生物多様性条約は、第 6 条において生物多様性の保全と持続可能な利用を目的とした国家戦略の策定を各国に求めています。これに対して国は、平成 7 年に最初の生物多様性国家戦略を策定し、これを順次改訂しています。

平成 20 年 6 月には生物多様性基本法が施行さ

れ、生物多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則とその方向性を示すことにより関連する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

平成 22 年 3 月には法に基づく初めての生物多様性国家戦略となる「生物多様性国家戦略 2010」が閣議決定されました。

そして、2010 年（平成 22 年）10 月には、環境分野としては世界最大規模の国際会議である生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）が愛知・名古屋で開催され、生物多様性に関する 2020 年に

向けた世界目標として「愛知目標」が採択されました。

国では、「愛知目標」を踏まえた「生物多様性国家戦略 2012—2020」を平成 24 年 9 月に閣議決定しています。

（２）県の取組

昭和 48 年に、高度経済成長期の乱開発から自然環境を保護することを目的とする**自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例**を制定しました。この条例では、「自然環境保全地域の指定」、「大規模な宅地の造成等の規制」、「緑化の推進」の 3 つを政策の柱としていました。

その後、自然環境を取り巻く状況は変化し、平成 19 年 3 月には**愛知県環境審議会**から「今後の自然環境保全施策の基本的な方向」についての答申がありました。これを受け、県は、生物多様性を施策の基本理念に位置づけ、多様な生物が生息・生育できる生態系ネットワークの維持・形成、本県特有の希少野生動植物種の保護など、新たな政策を追加する条例改正を平成 20 年 3 月に行いました。この改正条例を受け、平成 21 年 3 月には、先導的な施策の行動計画である「**あいち自然環境保全戦略**」を策定しました。

そして、平成 25 年 3 月には、COP10 で採択された「愛知目標」を踏まえ、「**あいち生物多様性戦略 2020**」（以下、本節において「戦略」という。）を策定しました。この戦略では、基本目標として「人と自然が共生するあいち」の実現を掲げており、2020 年までに、「生物多様性の損失を止めるための具体的な行動の展開」を進めていくことにしています。

２ 生態系ネットワーク形成の推進【自然環境課】

戦略が掲げる基本目標の「人と自然が共生するあいち」とは、本来その場所にいるべき野生の生きものと人が、共に生きていける状態です。

この目標を実現するためには、開発などで分断・孤立した生物の生息生育空間を緑地などでつないで、豊かな生物多様性をもった地域を作り上げる「生態系ネットワークの形成」が必要です。

戦略では、この生態系ネットワークの形成を進めるための新しい仕組み「**あいち方式**」を提唱しています。これは、県民や事業者、NPO、行政といった地域の多様な主体が共通の目標のもとにコラボレーション（協働）しながら、効果的な場所で生物の生息生育空間の保全・創出の取組を行うことにより、生物多様性への意識を高め、人と人とのつながりを育みながら生態系ネットワークの形成を進めるものです。

県では、戦略策定に先立ち、地域の様々な主体が目標を共有できるよう、平成 22 年度に、生きものの生息可能性を示した「生物多様性ポテンシャルマップ」を作成しました。

また、生態系ネットワークを形成するための具体的手法を模索し、検証して具体的方法確立することを目指して、平成 22 年度から 24 年度まで県内 3 地域（知多半島、東部丘陵、西三河）において、「**生態系ネットワーク形成モデル事業**」を実施してきました。3 地域では、企業、大学、NPO、行政等の多様な主体が参加する生態系ネットワーク協議会が設立され、地域の特徴を踏まえた生物多様性保全に向けた取組が進められています。

平成 23 年度から有識者等による検討会の指導・助言を得つつ、モデル事業の検証や生態系ネットワーク形成手法の検討をすすめ、戦略の中核的な取組として県内 9 地域において、生態系ネットワーク協議会による取組を進めることとともに、生態系ネットワーク形成の手順等を示した「**自然環境の保全と再生のガイドライン**」を作成しました。

これを踏まえて、モデル事業の 3 地域以外において、地域に応じた生態系ネットワークのあり方やテーマ、指標種等を検討する生態系調査を順次実施し、協議会を設立しました。平成 28 年 11 月には尾張西部生態系ネットワーク協議会が設立され、戦略が掲げた 9 地域全ての協議会が設立されました（表 9-2-12）。

各協議会においては、あいち森と緑づくり税を活用するなどし、多様な主体の協働による生態系ネットワーク形成の取組が活発に行われています。

県では協議会間の連携と、県全体での生態系ネットワーク形成を促進するため平成 29 年 1 月 28

日、9 協議会会長等による「あいち生態系ネットワークフォーラム」を開催しました。

表 9-2-12 各協議会の取組テーマと構成団体

協議会名	設立年月	取組テーマ	会長（所属） （敬称略）	平成 29 年 11 月 1 日現在 構 成 員					
				大学等	企業等	農林漁業 団体	NPO 等	行政	計
知多半島	H23. 1	ごんぎつねと住める知多半島を創ろう	大東憲二（大同大学教授）	3	14	-	9	11	37
東部丘陵	H23. 3	23 大学が先導する、ギフチョウやトンボの舞うまちづくり	内田臣一（愛知工業大学教授）	23	4	-	1	11	39
西三河	H23. 3	最先端のものづくりと最先端のエコロジーが好循環する暮らしを目指して	涌井史郎（中部大学客員教授）	5	6	2	10	7	30
尾張北部	H25. 10	《うらやま》の豊かな自然を再発見しよう	林 進（大山里山学研究所理事長）	3	4	-	19	5	31
新城設楽	H25. 10	樹を活かす、地域を活かす、森のちからと人の営みが調和する奥三河	功刀由紀子（愛知大学教授）	1	5	-	7	5	18
東三河	H26. 2	穂の国いきものがたり 子どもたちへ 水と緑でつなげよう	梶野保光（東三河自然観察会理事）	5	4	-	11	5	25
渥美半島	H27. 1	海と大地の恵みを活かし、人と自然を未来につなぐ渥美半島の創造	後藤尚弘（豊橋技術科学大学客員教授）	2	9	1	22	3	37
西三河南部	H28. 2	きらきら光る 碧い海 ～西三河沿岸が育む生きものたちのつながり～	片山幸士（人間環境大学名誉教授）	3	10	4	6	4	27
尾張西部	H28. 11	サギやケリの舞う生命（いのち）豊かな尾張平野をめざして	長谷川明子（ピオトープ・ネットワーク中部会長）	2	12	-	16	18	48
合計				47	68	7	101	69	292

【あいち生態系ネットワークフォーラムを開催しました】

県内 9 地域で生態系ネットワーク協議会が設立され、県全体がカバーされる体制が整ったことを記念して 9 協議会会長等が一堂に会し、「あいち生態系ネットワークフォーラム」を平成 29 年 1 月 28 日に開催しました。

フォーラムでは、大村知事のあいさつに続き、
中部大学客員教授の涌井史郎さんによる基調講演「持続可能な社会に向けた愛知の役割」、9 協議会の会長等によるパネルディスカッション等を行い、今後、県全体の生態系ネットワーク形成とさらなる情報発信に各協議会が力を合わせていくことを確認しました。また、協議会に所属する 15 団体に

よるポスターセッションでは活発な意見交換が行われました。



県内 9 地域の協議会会長等



基調講演



熱心に聞き入る来場者

3 COP10 の成果の継承 【自然環境課】

（１）地域の魅力～生物多様性セミナー

生物多様性に配慮した行動を推進するためには、県民の皆様にも本県の自然の魅力やその現状を知っていただき、生物多様性の保全を自らの問題として捉えていただくことが大切です。

そこで、平成 28 年 7 月から 11 月にかけて県内

3 地域で、生態系ネットワークの形成を始めとする生物多様性の保全の内容を取り入れた自然体験型のセミナーを NPO 等と連携・協働して実施し、延べ 165 名の方に参加していただきました。このセミナーを通じて、生物多様性の保全が私たちの暮らしにとって重要であることを県民の皆様にも実感していただきました。

【生物多様性セミナー実施事業（平成 28 年度）】

事業内容	実施日	実施事務所
海部地域親子ふれあい・自然観察・体験教室	7月31日（日）、11月12日（土）	尾張県民事務所海部県民センター
生物多様性セミナー日帰りバスツアー	8月20日（土）、8月27日（土）	東三河総局新城設楽振興事務所
生物多様性親子バスツアー	8月2日（火）	西三河県民事務所

（２）企業などとの連携

県は、海上の森自然環境保全地域（瀬戸市）において、平成 24 年に大和リース㈱名古屋支店と保全活動に関する協定を締結し、日照不足により衰退していた希少植物シデコブシを保全するため、周辺樹木の除間伐を春と秋の年 2 回協働で実施しています。

これまでに延べ 200 名以上の参加により活動を行った結果、シデコブシの花芽が増え、活動の成果が現れています。

このような取組を通じて、生物多様性保全に関する社会貢献活動に関心を持つ企業と、企業の資源を活用した協働の活動を希望する NPO 等との連携を推進していきます。

クローズアップ 里川フィールドリーダー養成講座を開催しました

愛知県では、豊富な森林資源、湿原、干潟、海岸等の自然環境、貴重な動植物の存在に恵まれた東三河地域の自然を保全・再生し、地域の魅力を伝える人材を育成する東三河自然再生推進事業に平成 27 年度から取り組んでいます。

平成 29 年度は、水辺環境を教室として、講義、フィールドワーク（現場体験）、SNS による情報発信体験やグループワークなどを通じて、東三河地域の抱える課題や地域の魅力発信の手段などを学ぶ「里川フィールドリーダー養成講座」を平成 29 年 9 月 17 日（日）・18 日（月・祝）の 2 日間にわたり開催しました。

参加者からは、SNS による情報発信など新しい取組に対する興味や、同様の事業があればまた参加したいなどの意見が聞かれました。

今後も、県として、東三河地域の「豊かな自然の保全・再生」の実現に向け、必要な支援を行っていきます。



グループワーク



フィールドワーク

4 国内外との連携 【自然環境課】

(1) 国内自治体間の連携・交流の促進

2010年(平成22年)10月、COP10に併せて開催された生物多様性国際自治体会議において「地方自治体と生物多様性に関する愛知・名古屋宣言」が発表され、COP10では「都市と地方自治体の生物多様性に関する行動計画」を承認するなど、生物多様性の保全に関して、地方自治体の役割の重要性が明確化されました。

そこで、COP10開催から1年を経た平成23年10月に生物多様性自治体ネットワークが設立されました。これは、全国の自治体が都道府県、市町村の枠を超えて参画し、他のセクターとの協働、自治体としての情報発信や成果の発表などを行うことを目的としており、平成29年7月現在で北海道から沖縄までの155自治体が参画しています。初代代表には大村愛知県知事が選出され、フォーラム等の啓発イベントの実施や自治体の取組情報のデータベース化等を行いました。平成24年11月からは横浜市長、平成25年11月からは豊岡市長

に代表を交代しましたが、平成26年10月からの1年間は再び本県知事が代表に就任し、取組を先導しました。

(2) 愛知目標達成に向けた国際先進広域自治体連合による協働

本県は、COP10の開催地として、愛知目標の達成に積極的に貢献していくため、平成28年8月、生物多様性保全に先進的に取り組む世界の州・県レベルの広域自治体と「愛知目標達成に向けた国際先進広域自治体連合」(以下、本節において「連合」という。)を設立し、同年12月にメキシコで開催されたCOP13において、連合として「共同声明」を採択・発表、「連合フォーラム」を開催するなど、世界各地域の取組の活性化を促す共同アピールを行いました。

共同声明は、国際自治体会議の決議文「キンタナ・ロー・コミュニケ」にも盛り込まれ、連合活動の大きな成果となりました。連合ではCOP13後、共同声明の内容を実行するためウェブ会議などで活動を続けています。



共同声明の採択



国際自治体会議での共同声明の発表



連合フォーラム

【連合の概要】

[設立] 平成28年8月

[目的] 生物多様性分野における交流・連携を図ることで、相互に触発し合って取組のさらなる強化を目指す。

連合のリーダーシップにより、世界各地域のサブナショナル政府(州、地域、県など)に対し、取組の活性化を促す。

[構成メンバー^{※2}] 愛知県、メキシコ州政府連合^{※1}、カタルーニャ州(スペイン)、オンタリオ州(カナダ)、ケベック州(カナダ)、サンパウロ州(ブラジル)

[支援団体] nrg4SD^{※3}、イクレイ^{※4}

※1 メキシコ国内の全32州が参加する組織

※2 平成29年4月にカンペチェ州(メキシコ)が、同年7月に江原道(韓国)が新規加盟

※3 サブナショナル政府の連携組織

※4 都市やサブナショナル政府の連携組織

【共同声明要約】

愛知目標の達成には、生態系の保全や持続的利用の取組を一体的に展開でき、また国や住民、市町村、企業、NPO、教育機関などと協働し、地域の生態系の特性に応じた固有の取組を展開することもできるサブナショナル政府の積極的な貢献が不可欠である。

1 われわれの率先行動について

- ・われわれは、先進的な生物多様性保全のための施策をそれぞれの地域において積極的に展開してきた。今後、こうした取組やそこから得られた成果について議論し、われわれの生物多様性保全の取組をさらにステップアップしていく。
- ・さらに、世界のサブナショナル政府に対し、われわれが展開する議論に積極的に参加するとともに、その成果をそれぞれの地域での生物多様性保全の取組に生かしてもらうよう呼び掛ける。

- ・また、nrg4SD やイクレイが主導する国際的なサブナショナル政府のための学び合いの取組に参加することを推奨する。

2 締約国への呼び掛け

- ・われわれは、各締約国に対し、各国内のサブナショナルその他の地方政府の能力向上に意を用いるとともに、生物多様性条約の実行や愛知目標の達成に向けサブナショナル政府をよりよく支援するよう呼びかける。
- ・また、条約事務局には、「生物多様性のためのサブナショナル政府、都市その他地方自治体に関する行動計画(2011-2020年)」の実現に向けた助言を今後も続けるよう呼びかける。
- ・われわれは、このような目標を達成しようとする締約国、条約事務局その他の重要なプレイヤーによる努力に対して、可能な限り協力する。

(3) SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップへの参加

「SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ(IPSИ)」第1回定例会合が、平成23年3月、名古屋大学において開催され、県も参画して生物多様性の保全のための先進的な取組である生態系ネットワークの形成について発表しました。

また、平成26年10月には、生物多様性条約第12回締約国会議(COP12)に合わせて韓国で会合等が開催され、本県からも公開フォーラム及びサイドイベントに出席しました。

「SATOYAMA イニシアティブ」とは、過疎化や地域に根差した一次産業の衰退により失われつつある里地・里山の価値を改めて見直し、持続可能な形で保全・利用していくためにはどうすべきかを考え、行動につなげようという国際的な取組です。

里地・里山の再活性化を通じて人と自然の良好な関係を構築することによって、世界的なレベルで進行する生物多様性の損失を減速させるとともに、人が自然に手を加え続けることで成り立っている環境における生物多様性の維持・向上及び持続可能な自然利用の促進を目指します。